

渋谷区告示第四十号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、金王アジアマンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月九日

渋谷区長 長谷部 健

一 組合の名称

金王アジアマンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名 称 金王アジアマンション

(二) 敷地の区域 渋谷区渋谷二丁目七番二

三 施行再建マンションの敷地の区域

渋谷区渋谷二丁目七番二

四 事業施行期間

組合設立の日から令和六年四月まで

五 事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目八番一号

六 設立認可の年月日

令和二年三月九日

七 事業年度

毎年二月一日から翌年一月三十一日まで

八 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

九 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和二年四月七日